富山児童相談所における他の相談機関等との連携業務等の状況

1 女性相談センターの一時保護件数及びこのうち同伴児童を児童相談所で一時保護委託した件数

		H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
一時保護件数		41	37	43	49	53
	うち子を児相で保護	1	2	3	2	2
	うち富山児相件数	0	0	1	1	1

2 児童虐待通告を受けた件数及びこのうち警察へ援助依頼又は臨検・捜索を行った件数

	H 2 8		H 2 9	H 3 O	R 1	R 2	
通告件数		243	309	448	626	572	
	援助依頼件数	1	0	0	0	1	
	臨検・捜索件数	0	0	0	0	0	
	小計	1	0	0	0	1	

※援助依頼とは、児童相談所長が、児童の安全の確認又は一時保護を行おうとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができるもの。

※臨検・捜索とは、都道府県知事が、保護者が出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、地方裁判所等の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができるもの。

3 一時保護件数及びこのうち親権者が子を連れ戻そうと来所した件数(延べ)

	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
一時保護件数	67	61	47	59	41
うち親権者が来所	2	1	0	0	3

4 社会的養育にある子どもの数及びこのうち特別支援学校(学級)に在籍又は通級指導を受けている子どもの数

	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
社会的養育にある子ども	99	96	89	80	85	
うち支援学校(学級)通学	11	13	15	11	12	

5 児相が継続的にかかわっている子どものうち、児童精神科等の医療機関に通院している子どもの数

	H 2 8		H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
継続指導、児童福祉司指導 を行っている子ども		IB Z		シュニノ道1後	Ω*h Ω 7.		33
うち医療機関に通院		│ 児童相談所情報管理システム導入後の数のみ │					8